

特集

2023年分 所得税

確定申告の手引き

2024年度税制改正大綱を読む

税理士 疋田 英司

経済対策の所得税・住民税の定額減税や、少子化対策などを盛り込んだ2024年度税制改正大綱が23年12月22日に閣議決定され、発表された。閣議決定に先立ち、12月14日に与党がまとめた同大綱では制定理由や検討中の課題についても述べられている。大綱の主な内容を紹介する。

国税庁が異例の告知

今年の税制改正大綱は、所在地を帳簿に記入する実務家にとって異例なことがあった。閣議決定の同日、国税庁が「令和6年度税制改正大綱について(インボイス関連)」という告知を発表したのである。

今年度の税制改正大綱は、所在地を帳簿に記入する実務家にとって異例なことがあった。閣議決定の同日、国税庁が「令和6年度税制改正大綱について(インボイス関連)」という告知を発表したのである。

インボイス制度における消費税計算は細かい決まりが定められ、非現実的なルールも少なくない。そのうちのひとつが自動販売機を利用した場合

に所在地を帳簿に記入することである。

大きな目玉は定額減税である。24(令和6)年分から一人当たり3万円の所得税、1万円の住民税を減税するというものである。しかし、税金の還付方法は事業者などが負担することとしている。従業員を雇っている事業者は6月支給分の給与から差し引かれる源泉徴収額から減税分を差し引く。国税と住民税の還付方法が異なる上に、事業主はいくら還付したかを管理しなければならぬ。中途採用などがあった場合、前職でいくら減税しているのか引き継ぎする必要が。なお、24(令和6)年分の所得が1805万円超(給与収入2000万円超)に

定額減税で事務負担増

で、改正案の国会審議の前に遡って運用してもよいと述べている。本来、法律は国会の承認を得たうえで実施されるものだ。制度不備の改善策とはいえ、国会の承認前に行政が法律の取り扱いを変更するという思考に疑問を感じる。

少子化対策で増税も

少子化対策のために児童手当が高校生まで支給されることになったため、扶養控除を減額して増税する。かつて、子ども手当の創設に伴って年少扶養親族の扶養控除が適用されなくなった。その時と同じ考え方も、住宅ローン控除の対象となる借入限度額は24年から引き下げられるが、子育て世帯や夫婦のどちらかが39歳以下の世帯は借入限度額を1年間据え置く。生命保険料控除は現行の上限4万円を子育て世帯の場合は6万円にする。ただし、生命保険、医療保険、年金保険を合計した適用上限12万円は変わらない。

2024年度税制改正大綱のポイント

- ①物価高に賃金上昇が追いつかない状況が続くなか、国民の負担を緩和するために「定額減税」を行うとともに、経営者には賃上げした場合の租税負担を軽減する「賃上げ促進税制」、大企業向けにはイノベーションを促進するための優遇措置を拡大する
②異次元の少子化対策のための扶養控除の増税
③防衛力強化に係る財源確保のための措置

定額減税による還付方法

Table with 2 columns: 所得区分, 還付方法. Rows include 給与所得者, 年金所得者, 個人事業主, 無収入低収入.

16歳から18歳の扶養控除の減少 (増税)

Table with 3 columns: 所得税, 現行, 見直し案. Rows include 所得税, 住民税.

児童手当の改正 (2024年12月以降)

Table with 4 columns: 給付額, 現行, 拡充案, 所得制限. Rows include 3歳未満, 3歳~中学生, 高校生, 所得制限.

財務省は、今回の税制改正大綱で初年度2・3兆円の減収、次年度以降は2・9兆円の減収を見込んでいます。東日本大震災の復興税の一部を防衛費に充てることを23年度に決めたところだが、今

大幅な増税論議を懸念

後、甚大な被害を出した能登半島地震の復興費用がかさむことが予想される。防衛費予算の増額も予定していることから、来年度は大幅な増税論議が出るのではないかと懸念される。

月例無料個別相談会のご案内

Table with 4 columns: 法律相談, 税務相談, 雇用相談. Rows include 3月, 4月, 5月, 6月, 7月, 8月, 9月, 10月, 11月, 12月.

与党大綱が狙う増税策

与党大綱では将来の課題(検討事項)を述べている。医師・歯科医師に影響が出るのは、以下の4点となる。
①事業者の帳簿処理の水準を、電子帳簿保存法をベースにさらなる電子化を推進する。
②個人事業者、給与所得者、同族会社経営者の税負担のバランスを図るために税制上の見直しを行う。MS法人を利用した税務対策がどのように変化するか注意が必要となる。
③②の延長線上で人的控除(基礎控除、配偶者控除など)の見直しを行う。過去には基礎控除・配偶者控除に所得制限を追加した。
④事業税にかかる社会保険診療に対する実質非課税措置(措置法26条)、医療法人の軽減税率の見直しを検討する。
また、公的年金以外の企業年金、投資、蓄積型の年金に対する課税制度の見直しも増税を予定している。